

「知的財産推進計画2018」・「知的財産戦略ビジョン」の策定に向けた意見

1. イノベーション促進に向けた権利制限規定等について

- ・ 著作権法への導入が予定されている「柔軟な権利制限規定」について、当連盟はかねてから「居直り侵害」「思い込み侵害」を助長する可能性を指摘するとともに、放送事業者が人権やプライバシーなどに特段の配慮を行って制作・放送している放送番組が、その意図に反する形で利用されることの懸念を表明してきた。同規定の導入を提言した「文化審議会著作権分科会報告書」（平成29年4月）でも、「今回本分科会が提言する権利制限規定の整備によって、著作者人格権や、パブリシティ権を含む肖像権やプライバシー権など著作権法上の保護を受ける権利以外の権利の侵害が認められることとなるものと解してはならない。（中略）これらの権利を適切に保護することが求められることに留意する必要がある」とされている。
- ・ 同規定の導入にあたっては、上記のような懸念が払拭されるよう、関係権利者の意見を十分に踏まえ、運用ガイドライン等に明記するなど、必要な措置を講じることを要望する。

2. クリエーターや権利者への適切な対価還元について

- ・ 日本の著作権法が私的複製を幅広く認めるなかであって、デジタル技術等の進展・普及によって、著作物等の複製がいっそう容易となり、利用者の利便性は質、量の両面から飛躍的に高まっている。そうした私的利用は、社会全体としてみると権利者に大きな経済的な損失を与えており、知的財産推進計画が掲げるコンテンツ産業の振興やコンテンツ立国のスローガンそのものと矛盾をきたしかねない状況にある。権利者に対しても社会全体が享受している利益に見合う適切な対価が還元されるよう、機能していない現行の私的録画補償金制度を建て直し、利用者 と権利者の利益の不均衡を早急に是正する必要がある。

3. 放送コンテンツ等の違法配信への対応について

- ・ 国内サイトにおける放送コンテンツ等の違法配信については、巧妙化・悪質化するアップローダーの摘発を一層強化するとともに、プロバイダの法的責任範囲の再検討やプロバイダに一定の対応を行う義務を課すなど、プロバイダの積極的な協力のもとで、被害者（権利者）に過度の負荷がかからない仕組みの構築を要望する。

- ・ いわゆるリーチサイトについては、現在、文化審議会著作権分科会で検討が進められているが、被害者（権利者）がリーチサイト等に対抗できる実効性のある法改正を要望する。「リーチサイトの特性」や「リンク先のコンテンツのビジネスモデル（有償／無償）」、あるいは「デッドコピーかどうか」といった観点から保護の可否を判断することは、著しく実効性を欠くことになるため慎重に検討願いたい。また、知財侵害サイトへのオンライン広告への対応等についても、引き続き検討のうえ、違法配信の抑止に有効な方策を講じることを要望する。
- ・ 海外のサーバーやウェブサイトから日本に向けた違法配信については、日本の放送局等が行う配信事業にとって大きな障害となっているが、これらの違法配信を行うアップローダーの摘発のために必要な発信者情報等について、現状では十分に得られないことが多い。中長期的ビジョンとして、違法配信の発信国（サイト運営者の国籍もしくはサーバー設置国）との間において、互いの国のコンテンツを尊重し、国境を越えた違法配信対策を検討するなど、正規の配信事業者が公正な条件の下で海外サイトと競争できる環境を整備することを要望する。

4. W I P O 「放送機関の保護に関する条約」への対応について

- ・ 放送事業者の著作隣接権の条約レベルの保護は、依然として1950年代の社会的状況を前提としたローマ条約の水準にあり、デジタル、ネットワーク時代への対応が進んでいる著作者、実演家、レコード製作者の劣後にある。現在、世界知的著作権機関（W I P O）で検討されている「放送機関の保護に関する条約」は、こうした状況を解消するとともに、国境を越えた放送コンテンツの違法配信対策を図るうえにも必須のものであることから、W I P Oにおける議論の状況を的確に見定めたいと、国として早期の条約成立に向けて、加盟国間のコンセンサスが望める現実の範囲を見極め、各国間の意見調整に積極的にさらに努めるよう要望する。

5. コンテンツの海外展開の推進について

- ・ 総務省は「2020年までに放送コンテンツの海外輸出額を500億円に引き上げる」という目標を掲げている。こうした目標を達成させるとともに、2020年以降も見据えたコンテンツの海外展開を行っていくためには、中長期的なビジョンの構築が必要である。
- ・ 現在、放送コンテンツの海外展開を牽引しているのは、「国際ドラマフェスティバル in TOKYO」や「放送コンテンツ海外展開促進機構（B E A J）」などの民間組織であり、これら実績を上げている組織が継続的かつ安定的に事業を行えるような政策的・財政的な支援を要望する。
- ・ 近年、コンテンツの海外展開については、各省庁が独自の施策のもとで予算計上しており、非効率な面があることは否めない。より効率的・合理的な海外展開を推進するため、省庁横断的な取り組みを要望する。

- ・ コンテンツの海外展開における他国との制度的・文化的側面での障壁など、民間では対処が困難な事案（海外における違法動画への対応を含む。）について、国家間での解決に向けた取り組みの推進を要望する。

6. 権利処理の円滑化に向けた集中管理の促進について

- ・ 音楽著作物の分野においては同一の著作物の著作権を支分権ごとに複数の著作権等管理事業者が別々に管理しているため、膨大な権利処理実務が生じ、コンテンツの流通を阻害しかねない。また、著作権等管理事業者に管理委託していないノンメンバーの権利者や、不明権利者に関する権利処理も課題となっている。利用の円滑化を図るために、拡大集中許諾制度の導入、権利情報を集約する組織を設置するなど、早急に検討を進めるよう要望する。

7. アーカイブの利活用について

- ・ 放送分野のアーカイブの利活用の促進や他のアーカイブとの連携については、引き続き放送事業者および関係権利者の意見を十分に踏まえ、慎重に検討することを要望する。

8. 知財マネジメント人材等の育成・確保について

- ・ 知財マネジメント人材の育成は、特許・意匠・商標といった産業財産権分野だけでなく、著作権分野においても重要である。教育の現場において授業を担当する者と、生徒・学生の双方に対して著作権教育を一層推進するとともに、民間における著作権マネジメント人材の育成を支援する制度を要望する。

以 上